

県外からのテレワーク移住者対象

富士山のふもとと静岡県富士市 スマートな働き方で豊かな暮らしを



(富士市先導的テレワーク移住者支援補助金)

テレワークの実施をきっかけに県外から富士市へ転入した場合、住宅取得費、住宅賃貸費、引越費用、通勤費用の合計を**50万円まで**補助します。

富士市でかなえる豊かなライフスタイル

仕事にゆとりを

- ・広々した住宅で
テレワーク専用ルームも
- ・通勤時間はゆとり時間へ
- ・たまの出社も新幹線で日帰り楽々
- ・コワーキングスペースも市内に
豊富に立地



プライベートも充実

- ・周辺よりも安い住宅相場で、
理想の家をゲット!
- ・休日は周辺レジャーも楽しめる
- ・子どもと一緒に楽しめる毎日



富士市ライフ

- ・いつでも富士山を感じる暮らし
- ・富士山の恵み!おいしい水と地元食材
- ・東海道新幹線新富士駅から品川駅まで最短54分の
好アクセス
- ・東名・新東名高速道路の
ICも3カ所
- ・県内第3位の人口規模で、
日常生活に必要な施設は
市内に一通り立地



お問い合わせ

富士市役所 総務部 シティプロモーション課 移住定住推進室

〒417-8601 静岡県富士市永田町 1-100

TEL : 0545-55-2930 メール : kurasu@div.city.fuji.shizuoka.jp



富士市先導的テレワーク移住者支援補助金



補助対象者

次の①～⑤の全てを満たす方

- ①本市に転入をした方であって、転入日の前日まで1年以上継続して県外に居住していたこと
- ②補助金の交付を受けた日から1年を超えて市内に定住する意思があること
- ③次のいずれかに該当すること
 - 県外に存する企業等に在職している被雇用者であって、現にテレワークで勤務していること
 - 県外において事業活動を行う個人事業主等であって、現にテレワークで事業活動を実施していること
 - 転入後に本市で起業・開業し、現にテレワークで県外を対象とした事業を実施していること。
- ④市町村税及び特別区税を滞納していないこと
- ⑤申請者の属する世帯の世帯員がいずれも過去に本補助金及び他の同種の補助金の交付を受けていないこと。ただし、住まいや住み替えに関係する他の補助金と併用できる場合がありますので、別途お問い合わせください。

補助対象経費

市内に転入するに当たって要した住宅取得、住宅賃借、引越し、通勤に係る次の費用の合計。ただし、住宅の取得又は賃借に当たり、勤務先から住宅手当その他これに類する金員が支給されている場合にあっては、これを除きます。

住宅取得費用	建物の取得費用（土地購入代を含まない）、リフォーム費用（中古住宅又は中古マンションの場合）
住宅賃借費用	賃料（2か月分）、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
引越費用	引越費用（引越業者又は運送業者に支払った費用に限る）
通勤費用	県外に存する企業等への交通費（2か月分）

補助金額

補助対象経費を50万円まで補助します。（千円未満切捨）

交付の条件

交付を決定する際の条件として、テレワーク移住に関する普及啓発及び各種調査へのご協力をお願いします。

申請方法

市ウェブサイトから申請書類をダウンロードし、必要書類を添えて、転入後1年経過した日、または市が定めた申請締切日のいずれか早い日までに富士市シティプロモーション課移住定住推進室まで提出してください。

市ウェブサイト

トップページ→暮らしと市政→暮らし・手続→移住・定住
→テレワーク移住アシスト
(富士市先導的テレワーク移住者支援補助金)

